

○赤穂市議会傍聴規則

昭和40年10月 7 日

議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が次に掲げる事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(1) 団体の名称

(2) 団体の代表者又は責任者の住所及び氏名

(3) 傍聴する者の人員

3 報道関係者及び赤穂市職員で、議長から傍聴の許可を受けた者は、前 2 項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(平10議会規則 1 ・ 令 8 議会規則 1 ・ 一部改正)

(傍聴人の定員)

第 4 条 一般席の傍聴人の定員は、60人とする。

2 議長は、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、別に定員を定めることができる。

(昭56議会規則 2 ・ 全改、平10議会規則 1 ・ 旧第 5 条繰上、令 8 議会規則 1 ・ 一部改正)

(議場への入場禁止)

第 5 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(平10議会規則 1 ・ 旧第 6 条繰上、令 8 議会規則 1 ・ 一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(平元議会規則1・令8議会規則1・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器を持ち込む場合は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(平10議会規則1・旧第8条繰上、平13議会規則2・令8議会規則1・一部改正)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(平10議会規則1・旧第9条繰上、令8議会規則1・一部改正)

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

(平10議会規則1・旧第10条繰上、令8議会規則1・一部改正)

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(平10議会規則1・旧第11条繰上、令8議会規則1・一部改正)

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(平10議会規則1・旧第12条繰上)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 赤穂市議会傍聴人取締規則（昭和27年赤穂市議会規則第2号）は、これを廃止する。

付 則（昭和56年9月5日議会規則第2号）

この規則は、昭和56年9月7日から施行する。

付 則（平成元年2月28日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年7月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年6月29日議会規則第2号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（令和8年3月18日議会規則第1号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。